

## 浜名港（浜松市西区舞阪町舞阪地内）に係る浜松市占用区域における希少野生動植物の保護活動の届出に関する事務処理要領

### （趣旨）

第 1 条 この要領は、浜名港（以下「舞阪海岸地域」という）に係る浜松市占用区域内における希少野生動植物の保護に関する活動（以下「保護活動等」）の届出等に係る事務処理に関し、必要な事項を定める。

### （定義）

第 2 条 第 1 条に示す舞阪海岸地域及び保護活動等の定義は、次のとおりとする。

舞阪海岸地域・・・別図に示すとおり

保護活動等・・・舞阪海岸地域における希少野生動植物の生息・生育状況の確認  
舞阪海岸地域における希少野生動植物の観察会等の実施

### （届出等）

第 3 条 舞阪海岸地域において保護活動等の活動を実施しようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

#### （1）保護活動等予定表（様式第 1 号）

実施する保護活動等の時期、内容及び従事者数等

#### （2）保護活動等従事者リスト（様式第 2 号）

保護活動等に従事する者の氏名、住所並びに法人にあたっては、その代表者の氏名

2 前項の規定による届出をした者は、届出内容に変更があったときは、市長に届け出なければならない。

3 第 1 項の規定による届出をした者は、次に掲げる事項を毎年度 3 月 31 日までに市長に提出しなければならない。

#### （1）保護活動等報告書（様式第 3 号）

実施した保護活動等の実施日、内容及び従事者数等

### （事務の所管）

第 4 条 この要領に関する事務の所管は、環境部環境政策課とする。

### 附則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。







